議案第4号

目黒区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 目黒区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月目黒区条例第5号)の 一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に掲げる被保険者」を「次に掲げるもの」に改め、同条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等(同項」を「病院等(法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

付則第3条を削り、付則第4条を付則第3条とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部 を改正する法律(平成27年法律第31号)により高齢者の医療の確保に関 する法律(昭和57年法律第80号)が改正されることに伴い、保険料を徴収すべき被保険者の範囲を見直すとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

目黒区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

案

(は、改正点)

例

(保険料を徴収すべき被保険者)

改

第3条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるものとする。

正

- (1) (現行に同じ。)
- (2) 法第55条第1項 (法第55条の2第2項において準用する場合を含 <u>む。</u>) の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(法第55条第</u> <u>1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。) に入院等(同項に規定する 入院等をいう。以下同じ。) をした際区内に住所を有していたもの
- (3) 法第55条第2項第1号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区内に住所を有していたもの
- (4) 法第55条第2項第2号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継

(保険料を徴収すべき被保険者)

現

第3条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、<u>次の各号に掲げる被保険者</u>と する。

行

- (1) (省略)
- (2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(</u> 同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する 入院等をいう。以下同じ。)をした際区内に住所を有していたもの
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等を した際区内に住所を有していたもの
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際区内に住所を有していたもの

続入院等の際区内に住所を有していたもの

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民 健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第 2項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するもの とみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

付 則

付 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

- 第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2 項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通 徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかか わらず、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 第1期 10月1日から同月31日まで
- (2) 第2期 11月1日から同月30日まで
- (3) 第3期 12月1日から同月31日まで
- (4) 第4期 1月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 2月1日から同月28日まで
- (6) 第6期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「区長が別に定める」とあるのは、「10月1日から3月31日までの間において区長が別に定める」とする。

第3条 (現行に同じ。)

第4条 (省略)